

日行連発第1680号  
令和2年3月30日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

### OSSにおける行政書士の申請負担軽減について（周知）

自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）における行政書士による申請負担を軽減するため、昨年度より国土交通省・警察庁と継続的に協議し、今般、申請フローの見直しが行われました。国土交通省より、添付のとおり通達が発出されておりますので、お知らせいたします。

本通達において新たに創設された資格者代理人フローにより、運輸支局等への出頭前に保管場所証明審査が開始されることから、運輸支局等の受付審査後の検査手数料や税の納付手続等がスムーズにいった場合、出頭が1度で済みます。なお、本フローにおいては、申請時に保管場所証明に関する委任状データを添付しますが、当該委任状には「保管場所証明申請」又は「車庫証明」と明記されるなど、保管場所証明申請に係る委任が分かるようになっている必要がありますのでご注意ください。

本取扱いは新車新規 OSS に限るものとなりますが、引き続き行政書士の申請負担軽減のため、国土交通省・警察庁と協議を重ねてまいります。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

#### 【添付】

- ・「自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムにおける行政書士の申請負担軽減について」の周知について（令和2年3月27日・国自情第302号の2）
- ・警察庁との委任状に関する申し合わせ事項について

以上